



島根県報

平成30年6月15日（金）

号外第86号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する	（情 報 政 策 課）	3
条例施行規則の一部を改正する規則		
旅館業法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	3
住宅宿泊事業法施行細則	（ ” ）	6

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第66号）

1 規則の概要

知事の権限に属する旅館業法に基づく次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

- (1) 営業の許可を与える場合の意見の聴取
- (2) 営業者等への質問
- (3) 旅館業を営む者（営業者を除く。）等への報告の徴収又は立入検査若しくは質問
- (4) 旅館業を営む者に対する措置命令

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

- (1) 旅館業法施行細則の一部を改正する規則の施行に伴う規定の整理（別表第1関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第68号）

1 規則の概要

- (1) 宿泊者名簿の保存期間に関する規定を削除することとした。（第5条関係）
- (2) 旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理（様式第2号・様式第5号関係）
- (3) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇住宅宿泊事業法施行細則（規則第69号）

1 規則の概要

- (1) 知事は、住宅宿泊事業を営む旨の届出を受理したときは、標識を住宅宿泊事業者に交付するものとすることとした。（第2条第1項関係）
- (2) (1)の標識の交付を受けた住宅宿泊事業者は、その内容に変更があったとき、又は当該標識を滅失し、破損し、若しくは喪失したときは、標識の再交付を申請しなければならないこととした。（第2条第2項・様式第1号関係）
- (3) 住宅宿泊事業を営む旨の届出をした、又は届出をしようとする者からの住宅宿泊事業の実施に係る申請の様式を定めることとした。（第3条・様式第2号関係）
- (4) 知事は、(3)の申請について、住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるとき、又は期間の全部若しくは一部について制限する必要があると認めるときは申請者に通知するものとし、その様式を定めることとした。（第4条・様式第3号・様式第4号関係）
- (5) (3)の申請に係る意見を求められた市町村長の回答の様式を定めることとした。（第5条・様式第5号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第66号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の部21の項中第6号を第7号とし、同項第5号中「第7条の2」を「第7条の2各項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第7条第1項」の次に「及び第2項」を、「立入検査」の次に「若しくは質問」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第3条第4項の規定による意見の聴取

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第67号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の項中「2の(1)のイ」を「2の(1)、(3)並びに(6)のア及びイ、3の(1)のイ」に、「3の(5)のイ」を「4の(5)のイ」に改め、「第5の1」の次に「及び2」を加え、同表旅館業法施行細則（昭和46年島根県規則第5号）の項を削る。

別表第2食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の項中「及び2の(5)のウの(ウ)」を「、2の(6)のア及びイ並びに3の(5)のウの(ウ)」に改め、「第5の1」の次に「及び2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第68号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和46年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のように改める。

第2条から第5条まで 削除

第10条第3項中「第2条」を「第4条」に改める。

様式第2号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、

「

ホテル・旅館・ 簡易宿所・下宿

」を「

旅館・ホテル、 簡易宿所、下宿

」に、「第3条第2項第1号から第3号まで」を「第3条第2項各号」

に改める。

様式第3号及び様式第4号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第5号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項各号（第7号を除く。）」に改める。

様式第6号から様式第9号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第11条関係)

年 月 日

旅館業許可証再交付申請書

保健所長 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊞

年 月 日 生

許可証を滅失 (破損、喪失) したので、旅館業法施行細則第11条第2項の規定により再交付の申請をします。

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業の種別
- 3 許可年月日及び指令番号
- 4 許可証を滅失 (破損、喪失) した理由及びその年月日

添付書類 許可証を破損した場合にあっては、許可証

様式第11号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「営業施設の所在地」を「営業施設の名称及び所在地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住宅宿泊事業法施行細則をここに公布する。

平成30年 6 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第69号

住宅宿泊事業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）及び島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（平成30年島根県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識の交付)

第2条 知事は、法第3条第1項の届出を受理したときは、法第13条に規定する標識を住宅宿泊事業者に交付するものとする。

2 前項の標識の交付を受けた住宅宿泊事業者は、その内容に変更があったとき、又は当該標識を滅失し、破損し、若しくは喪失したときは、様式第1号により標識の再交付を申請しなければならない。

(住宅宿泊事業の実施に係る申請)

第3条 条例第2条第3項の規定による申請は、様式第2号により行うものとする。

(実施等の通知)

第4条 知事は、条例第2条第3項の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるときは様式第3号により、同条第1項又は第3項の規定により同条第1項の表の期間の全部又は一部について制限する必要があると認めるときは様式第4号により、申請者に通知するものとする。

(市町村長の意見)

第5条 条例第2条第4項の意見を求められた市町村長は、様式第5号により知事に回答するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊤

住宅宿泊事業標識再交付申請書

住宅宿泊事業法施行細則第 2 条第 2 項の規定により、標識の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1	届出番号	
2	届出住宅の所在地	
3	再交付申請の理由	内容の変更・滅失・破損・喪失
4	参考事項 (緊急連絡先等)	

(注) 1 3 については、該当するものを○で囲むこと。

2 標識の内容の変更又は破損の場合は、交付済の標識を添付すること。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊟

住宅宿泊事業実施申請書

島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第2条第3項の規定により、住宅宿泊事業の実施制限期間中の営業について、下記のとおり申請します。

記

届出番号（届出済の場合のみ記載）	
届出住宅の所在地	
制限期間中における営業希望期間	
届出住宅の周囲100メートル以内に存する学校等施設	
施 設 名	所 在 地
-----	-----
-----	-----
-----	-----
生活環境の悪化を防止するために講ずる措置	

添付書類

- 1 届出住宅の周囲100メートル以内の見取図
- 2 生活環境の悪化を防止するために講ずる措置の根拠資料

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県知事



住宅宿泊事業実施通知書

年 月 日付で申請のあった届出住宅について、島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第2条第1項に規定する期間のうち下記4の期間については、同条第3項の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるので、下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者の氏名又は名称
- 2 届出番号（届出済の場合のみ記載）
- 3 届出住宅の所在地
- 4 住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認める期間
- 5 留意事項

申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく県に報告しなければならない。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県知事



住宅宿泊事業実施制限通知書

年 月 日付けで申請のあった届出住宅について、島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第2条第1項又は第3項の規定により、下記4の期間は住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認めるので、下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者の氏名又は名称
- 2 届出番号（届出済の場合のみ記載）
- 3 届出住宅の所在地
- 4 住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認める期間
- 5 上記4の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

島根県知事 様

市町村長



住宅宿泊事業意見書

年 月 日付け 第 号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 住宅宿泊事業届出者の氏名又は名称
- 2 届出番号（届出済の場合のみ記載）
- 3 届出住宅の所在地
- 4 住宅宿泊事業の実施の制限について
必要がある ・ 必要がない
- 5 住宅宿泊事業の実施を制限する必要があると認める期間（上記4で「必要がある」と回答した場合のみ記載）
営業希望期間の 全期間 ・ 一部の期間（ ）
- 6 上記4及び5の理由
- 7 担当部署・担当者名・連絡先

（注） 上記4及び5については、該当するものを○で囲むこと。